

取引信用保険のご案内

三井住友海上火災保険株式会社
代理店 マーブル株式会社

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社は、1997年の取引信用保険の販売開始以来、長引く景気低迷期において、同保険にて数多くのお客さまの与信サポートを実現させて頂きました。また、2004年9月には、『簡易加入プラン』を開発し、順調に販売実績を伸ばしております。今般、お客さまの加入し易さを追求した[商品改定](#)を行いましたので、採用につき是非ご検討下さい。

今後も更にお客さまのニーズにあった商品・サービスをご提供すべく一層努力する所存でございますので、今後とも貴社リスクマネジメントの推進にあたりましては弊社をパートナーとしてご用命くださいますようお願い申し上げます。

敬具



保険対象としたお取引先に債務不履行（ 1 ）が生じた場合、保険契約条件（ 2 ）に従い、保険金をお支払い致します。

- 1 法的整理（破産・会社更生法・民事再生法等）事由の発生または長期延滞が発生し履行見込みがないと弊社が判断した場合。
- 2 お支払いする保険金の額

正味損害額（注） × 損害てん補率（縮小率）

取引先ごとに設定した支払限度額

（注）貸倒損失額より取得担保・反対債権等を控除。

当社は、事故発生後の契約者または被保険者の普通保険約款に定められた下記義務に起因して被保険者が当会社の承認を得て支出した必要または有益な費用を負担します。

- ・ 損害の防止軽減義務
- ・ 債務者または第三者（保証人を含みます。）から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続を行う義務

お引き受け条件（１）

簡易な加入プランをご用意致しました！

取引信用保険は、従来、加入保険料が3～5百万円程度となる大口契約に販売を限定しておりましたが、年間保険料30万円（*）からの加入が可能となる引受条件をご用意致しました。また、昨年に引き続き、取引先ごとに設定する支払限度額（お引き受け上限額）を拡大いたしました。

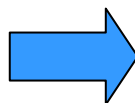
（*）保険対象となる取引先数および支払限度額の合計額により、保険料は異なります。

（単位：千円）

取引先の信用度合	プラン	プラン	プラン
	下記の金額を上限として、取引先ごとに設定致します。		
区分1	9,000	18,000	4,000
区分2	6,000	12,000	4,000
区分3	4,000	8,000	4,000
区分4	2,000	4,000	4,000
区分5（引受対象外）	0	0	0

（最大）支払限度額

保険料



貴社債権残高と取引先ごとの信用力に応じ設定した支払限度額の総額に対し、所定の年間保険料率を乗じて決定致します。

お引き受け条件（２）

保険対象となる取引先の選定

（例） 全取引先（同一事業部単位を含む。）
債権残高（売上高）上位 社、下位 社、中位 位～ 位 の何れかとなります。

（注）特定のお取引先のみ限定したお引き受けはできません。対象先は日本国内に存在する企業（除く貴社関連会社）で、保険契約における保険対象先は **15社以上** となります。但し、全取引先を対象とする場合は、**2社以上15社未満** でのお引き受けも可能です。

保険期間 1年間です。

損害てん補率（縮小率）

正味損害額に対し、乗じるてん補割合は **90%** といたします（貴社自己負担割合 = 10%）。

年間総支払限度額

保険期間（1年間）中にお支払いする保険金の上限額（年間保険料の **10倍程度** または最大支払限度額の大きい方）を設定いたします。

保険対象債権

保険期間中に発生した債権で、かつ継続的商取引（売買契約・委託契約等）により発生する売上代金債権（売掛金・受取手形）のうち、締め後回収期間が最大 **180日** 以内のもの。

延滞発生先の取扱

保険期間中に延滞が発生した取引先については、延滞後1ヶ月間経過後に発生した債権は保険対象外となります。

保険設計 (例)

貴社よりご提出いただくデータ（取引信用保険 取引先リスト）

NO	お取引先名	住所	決済サト	債権残高	延滞の有無
1	A (株)	東京都	120	20,000	無
2	(株) B	大阪府	90	9,000	無
3	C (株)	北海道	150	8,500	無
4	(株) D	東京都	90	8,000	無
5	(株) E	兵庫県	60	7,500	無
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
28	(株) H	神奈川県	60	3,000	無
29	I (株)	千葉県	30	2,000	無
30	(株) J	東京都	90	1,000	無

200,000

審査

信用区分
1
1
2
1
3
⋮
3
5
4

お見積書（支払限度額）

(単位：千円)

NO	プラン	プラン	プラン
1	9,000	18,000	4,000
2	9,000	9,000	4,000
3	6,000	8,500	4,000
4	8,000	8,000	4,000
5	4,000	7,500	4,000
⋮	⋮	⋮	⋮
28	3,000	3,000	3,000
29	0	0	0
30	1,000	1,000	1,000

100,000 150,000 65,000

< 保険料 > * 保険料率は例示です。

最低300千円程度からの保険設計も可能です。

プラン : 支払限度額合計 100,000千円 × 1.60% = 1,600千円

プラン : 支払限度額合計 150,000千円 × 1.70% = 2,550千円

プラン : 支払限度額合計 65,000千円 × 1.90% = 1,235千円

< ご参考 >

NO.1 信用区分「1」により、支払限度額は最大支払限度額で設定。

NO.28 信用区分「3」により支払限度額は債権残高で設定。

NO.29 信用区分「5」（引受対象外）により、支払限度額の設定無し。

- ・ 次の各号のいずれかの場合において当該債務者が債務を履行しないとき
 - (1) 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始もしくは特別清算の開始の申立があったとき
 - (2) 債務者が取引金融機関または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 債務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたときまたは保全差押としての通知が発せられたとき
 - (4) 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたときまたは財産分離の請求がなされたとき
 - (5) 債務者がその財産につき管理人を置かないままその住所または居所を去った後 1 か年を経過しても当該債務者の生存が確かめられないとき
- ・ 債務者が債務の弁済期日から起算して保険証券に記載された期間を経過しても当該債務を履行しない場合において当会社が当該債務につき履行の見込がないと判断したとき
(詳細は、「保険金支払いに関する補足説明資料」をご覧ください。)

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2) 商品に瑕疵があったことによって生じた損害
- (3) 被保険者が、債務者が普通保険約款に定める債務を履行していないことを知りながら、当該債務者と締結した主契約について生じた損害
- (4) 被保険者が、債務者が普通保険約款で定める保険事故の発生のいずれかに該当することを知りながら、当該債務者と締結した主契約について生じた損害
- (5) 普通保険約款で定める債務の弁済期日から起算して保険証券に記載された期間を経過しても当該債務を履行しない債務者に対して、この期間を経過した日の翌日以降に商品を引渡したことによって生じた損害

その1

ご契約者業種	金属加工品製造業	保険料	95万円
ご契約者年間売上高	9億円	支払限度額の合計	5,500万円
保険対象取引先数	62社	お取引先選定条件	全取引先

その2

ご契約者業種	食料品卸売業	保険料	56万円
ご契約者年間売上高	4億円	支払限度額の合計	3,500万円
保険対象取引先数	30社	お取引先選定条件	売上高上位30社

キャッシュフローの安定化

貸倒損失の早期回収が図れます。

債務不履行による貸倒債権の回収には、通常、相当の時間を要します。

取引信用保険では、損害額が確定次第、保険金をお受け取りいただけます。

与信管理の充実・向上

新規先との取引開始・新規ビジネスの展開等で威力を発揮します。

取引歴のない新規先への与信には、通常、細心の注意が必要です。

取引信用保険では、保険期間中に追加される取引先に対する与信が可能です。
新規ビジネスにおいてスムーズなスタートが実現します。

<事例> 新規先を毎月5日に弊社あてご通知 → 弊社より20日までにご回答 → 翌月1日より保険追加 + 取引開始

1．保険設計に必要なご提出資料

取引信用保険 事前情報開示シート兼告知書（弊社フォーム）

取引信用保険 取引先リスト（弊社フォーム）

FD等でご提出頂く場合は、データ漏洩防止のため「パスワード設定」の上、ご提出願います。

2．ご契約までのスケジュール

貴社からの上記事前開示資料のご提示



信用調査に時間を要するため、平均1週間程のお時間をいただきます。

お引き受け条件（見積書）のご案内



保険契約内容の確定



保険契約の締結（「取引信用保険包括契約書」の締結）

支払保険金について

< 事例 > 「取引先 (株) 」(支払限度額 10,000千円を設定)が破産。
未回収の債権残高(1)が、 15,000千円 9,000千円、で確定(2)した場合の
それぞれの支払保険金額は？ なお、縮小率90%(貴社自己負担部分10%)。

(1) : 破産後の回収額、(株) に対する反対債務を控除後

(2) : 破産管財人への届出債権額が確定

< 支払保険金 >

$15,000\text{千円} \times 90\% = 13,500\text{千円}$

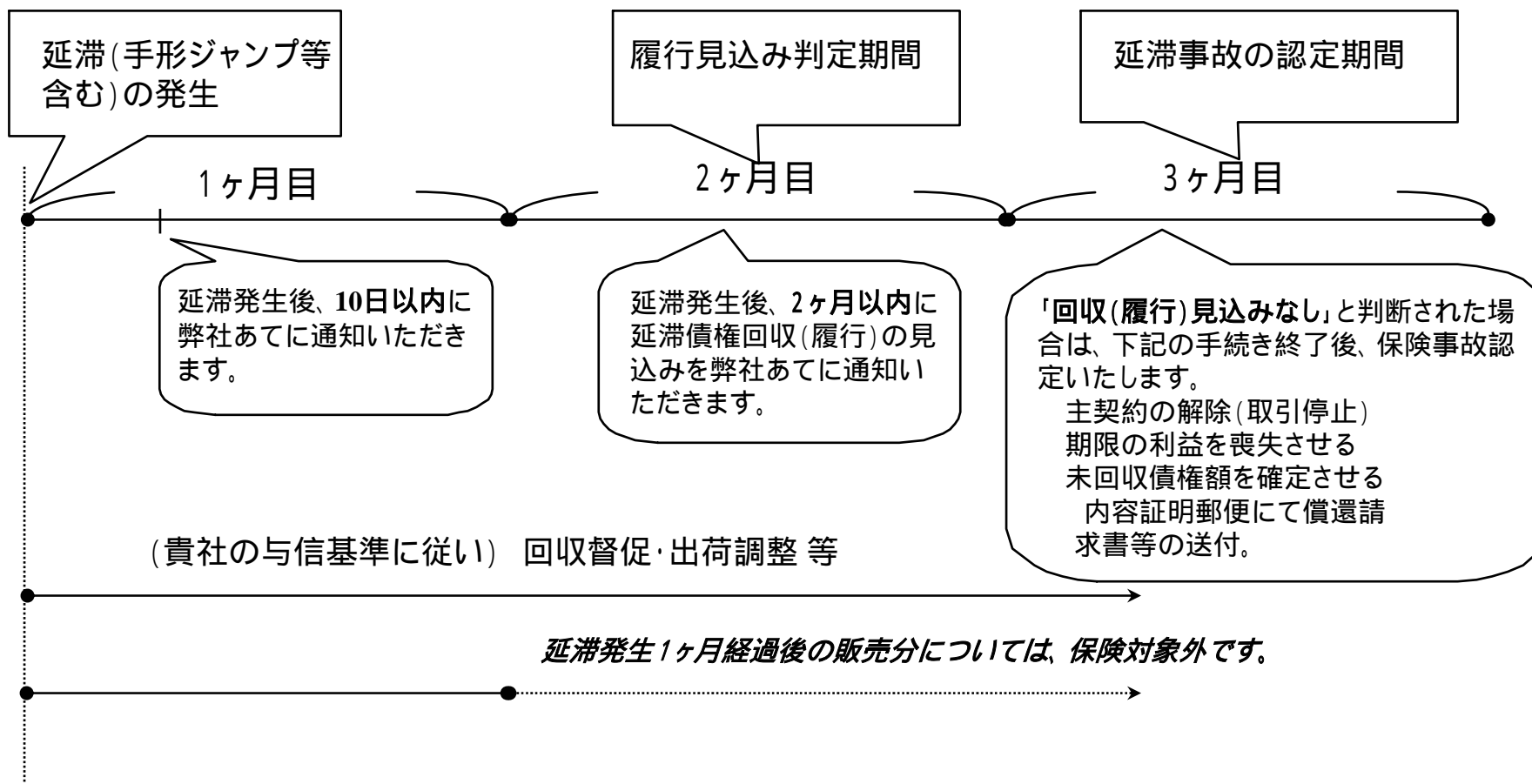
$13,500\text{千円} > 10,000\text{千円}$ 支払保険金 10,000千円

$9,000\text{千円} \times 90\% = 8,100\text{千円}$

$8,100\text{千円} < 10,000\text{千円}$ 支払保険金 8,100千円

延滞事故の取り扱いについて

「延滞債権」についても一定の要件を満たす場合、保険の対象となります。
保険事故の認定については、下記のスケジュールとなります。



ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険金をお支払いする主な損害
提案書本文をご参照ください。
2. 保険金をお支払いしない主な損害
提案書本文をご参照ください。
3. 保険料は契約と同時に お支払いください。
取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いしません。保険料(分割払の場合は第1回分割保険料)は必ずご契約と同時に お支払いください。
4. 共同保険について
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務もしくは事務を行います。
5. 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて(平成18年4月改正)
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
 - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
6. ご契約の際は、保険契約申込書の記載内容を再度ご確認ください。
保険契約申込書に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。
7. 求償について
弊社は、保険金を支払う場合は、債務者に対して求償を行う権利を有します。詳しくは、普通保険約款の該当条項を参照ください。
8. 代理店の権限
取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

本説明書は取引信用保険のあらましです。詳しくは普通保険約款、包括契約書および特約条項をご確認ください。なおご不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

重要事項説明書（ 2 ）


ご契約後にご注意いただきたいこと

本説明書は取引信用保険のあらましです。詳しくは普通保険約款、包括契約書および特約条項をご確認ください。なおご不明の点がありましたら取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

1. 保険料を分割してお支払いいただく場合について
第2回目以降の分割保険料については、払込期日をお守りください。所定の払込期日までに払込がなかった場合には、当該払込期日以降分割保険料を領収するまでの間に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
2. 保険料の精算について
売上高等の見込み数値による予納保険料を領収するご契約の場合には、保険期間満了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞することなく弊社にご提出いただきます。確定した売上高等に基づき算出された保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と予納保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。
3. ご契約内容の変更の際には必ずご連絡願います。
ご契約後に下記の変更が生じた場合には、必ず事前に取扱代理店・仲立人または弊社にご通知ください。ご通知がない場合変更後に生じた損害については保険金をお支払いできないことがあります。
ご住所の変更など、保険証券に記載された事項の変更
この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険をご契約されたとき

事故が発生した場合には

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または弊社に右記事項をご連絡ください。 事故発生の日時 事故の状況・原因 損害の額 等



三井住友海上火災保険株式会社
(会社連絡先)

マーブル株式会社
(代理店連絡先)
〒659-0091
兵庫県芦屋市東山町5-14-2F
TEL 0797-25-0800

2006.6/A3E-15/A